

環 備 - 3 3 3

平成30年10月12日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長



秋田県環境保全センターに搬入できない廃棄物について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、秋田県庁ウェブサイトに掲載しているとおり、秋田県環境保全センターでは、OA機器を搬入できない廃棄物としていますが、洗浄便座などで電子回路基板がついたままの機器もOA機器として扱い、搬入をお断りしています。

つきましては、本内容について、貴会員にあらためて周知して下さるようお願いいたします。

【OA機器の搬入を断っている理由】

- ・電子回路基板には鉛が使用されているおそれがあり、埋立後に鉛が溶出する危険性があること
- ・リサイクルルートが存在すること

【担当】

秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物対策班 田村、宇賀神

電 話：018-860-1624

E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp





